

太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 10 月 1 日

太子町教育委員会教育長 糸 井 香 代 子

教育委員会規則第 3 号

太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 27 年教育委員会
規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「その初日」の次に「。以下「使用日」という。」を、「3 月
前から」の次に「使用日の 4 日前までに提出しなければならない。ただし、管理
運営上使用しても差し支えない場合は、使用日の当日まで申請書を」を加え、同
条第 3 項中「第 1 項の受付時間」を「前 3 項の窓口における受付時間」に改め、
同項を同条第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限り
ではない。

第 4 条を次のように改める。

（使用料の減免）

第 4 条 条例第 10 条の規定により、使用料を減額し、又は免除することができる
場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 町が主催又は共催する事業のため使用する場合 当該使用料の全額
- (2) 町長が特に必要と認める場合 町長が相当と認める額

第 10 条中「第 4 条第 3 項の規定の運用については、この規定中「町長」とある
のは「指定管理者」とし、第 5 条第 3 号の規定の運用については、この規定中」
を「第 4 条第 2 号及び第 5 条第 3 号の規定の運用については、これらの規定中「町
長が特に必要と認める場合」とあるのは「指定管理者が、町長の承認により特に
必要と認める場合」とし、」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の太子町地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。